

## 司法修習制度について

- 1 司法制度改革までの（司法）修習
- 2 司法制度改革における法科大学院教育と司法修習との関係
- 3 新司法修習の意義

# 資 料 目 録

(司法修習制度について)

資料 1 「法曹養成制度の在り方に関する審議の状況と今後の審議の進め方について」(平成12年4月25日 司法制度改革審議会)

資料 2 司法制度改革審議会意見書(抜粋)

資料 3 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律  
(逆綴じ)

資料 4 弁護士資格認定制度について

資料 5 弁護士資格認定制度・実績件数

平成12年4月25日  
司法制度改革審議会

## 法曹養成制度の在り方に関する審議の状況と今後の審議の進め方について

### I 審議の経過

当審議会では、昨年12月21日に決定した「司法制度改革に向けて一論点整理一」において、今般の司法制度改革を論じるに当たって立脚すべき3つの視点、すなわち、第1に、「一国の法がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるため」に、第2に、「国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画していく」ようになるために、第3に、法曹が「『国民の社会生活上の医師』の役割」を果たすために、それぞれ何をなすべきかとの視点を設定した。法曹養成制度の在り方に関しては、「21世紀の司法を支えるにふさわしい資質と能力（倫理面を含む）を備えた法曹をどのようにして養成するか」という「課題は、大学（大学院を含む）における法学教育の役割、司法試験制度、司法修習制度、法曹の継続教育の在り方等を中心に、総合的・体系的に検討されなければならない。」とした上で、「『法律家に対する教育の在り方が一国の法制度の根幹を形成する』といわれるように、古典的教養と現代社会に関する広い視野をもち、かつ、『国民の社会生活上の医師』たる専門的職業人としての自覚と資質を備えた人材を育成する上で、大学（大学院）に課された責務は重く、法曹養成のためのプロフェッショナルスクールの設置を含め、法学教育の在り方について抜本的な検討を加えるべきである。」と指摘して、その問題意識を提示した。

当審議会は、「法曹養成制度の在り方」に関する審議に先立ち、竹下守夫会長代理からのレポートを基に「国民がより利用しやすい司法の実現」及び「国民の期待に応える民事司法の在り方」に関して審議を行い、さらに中坊公平委員からのレポートを基に「弁護士の在り方」に関する審議を行った。「国民がより利用しやすい司法の実現」及び「国民の期待に応える民事司法の在り方」に関するレポートと審議では、民事司法の改革のために人的基盤の大幅な拡充が必要であることが指摘され、さらに「弁護士の在り方」

に関するレポートと審議では、法曹（弁護士）人口の大幅な増員が必要であること、弁護士が様々な分野に広く進出することが求められていること、弁護士業務の公益的側面が重視されるべきであることが確認され、以上を踏まえて新しい法曹養成制度の在り方が検討されなければならないことについて合意された。

これを受けて、当審議会では、「法曹養成制度の在り方」について本年3月2日、3月14日及び4月11日の3回にわたり審議を重ねてきた。

まず、3月2日の第14回会議においては、井上正仁委員からの「法曹養成制度改革の課題」についてのレポートを基に意見交換を行った。次いで、3月14日の第15回会議においては、司法試験関係について小津博司法務大臣官房人事課長、司法修習関係について加藤新太郎東京地方裁判所判事、大学法学教育関係について小島武司中央大学法学部教授からそれぞれヒアリングを行い、意見交換を行った。そして、4月11日の第16回会議においては、過去2回の議論の内容を整理しつつ更に意見交換を行った。

## II 基本認識

以上のようなこれまでの審議の結果、当審議会では、司法制度の制度的基盤の強化が実を結び、成果をあげるためには、その制度の運営を委ねるに足る質・量ともに豊かな人材（法曹）を得なければならないとの認識に到達した。

この点について、「論点整理」で指摘したように、我が国の法曹人口は先進諸国との比較において、その総数においても、また司法試験を通じて誕生する新たな参加者数においても、極めて少ない状況にある。加えて今後の法曹需要はますます多様化・高度化することが予想され、これに応えるべく法曹人口の大幅な増加を目指す必要がある。

また、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質としては、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められてくるとの認識で一致した。

翻って現在の法曹養成制度がそのような要請に十分に答え得るものとなっているかを考えてみると、現行の司法試験は開かれた制度としての長所を持つものの、合格者数が徐々に増加しているにもかかわらず依然として受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、これ以上の合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴うこと、等の問題点が認められ、その試験内容や試験



方法の改善のみによってそれらの問題点を克服することには限界がある。

一方、これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとはいえなかった上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を、適切に果たしてきたとは言い難いところがある。しかも、司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。

これらの問題点を克服し、司法・法曹が21世紀のわが国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、法曹人口の大幅な増加や弁護士改革など、法曹の在り方に関する基本的な問題との関連に十分に留意しつつ、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。

この点で、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとしての「法科大学院」（仮称。以下同じ）の設置に関する構想が各大学から相次いで公表され、大学関係者や法曹関係者の間で活発な議論が展開されているが、この法科大学院構想は、上記のような新たな法曹養成制度の核となるものとして、有力な方策であると考えられる。そして、そのような方向を採用するとした場合には、当然、司法試験を含む法曹資格付与の在り方も、法科大学院における教育に適切に対応したものとし、プロセスを重視した法曹養成制度としての一貫性を確保する必要があるだろう。また、法曹として実務に携わる前に実務修習を行うことの意義は十分に認められることから、少なくとも実務修習は法科大学院における教育とは別に実施するものとすべきであるという点でも基本的に異論はなかった。

さらに、法科大学院が法曹養成という重要な社会的責任を適切に果たすために必要な人的・財政的基盤の抜本的整備については、国、地方公共団体、法曹三者及びその他の関連機関が適切かつ十分な支援を行う必要があることでも、認識は一致した。

### Ⅲ 今後の審議の進め方

ただ、現在、各大学や法曹関係者の間で議論されている法科大学院の構想には様々の

ものがあり、その設置形態や法学部での教育との関係、入学者選抜の方法、教育内容・方法、教育体制、司法試験・司法修習との関係等、具体的に詰めるべき点はなお少なくない。そこで、これらの点につき具体的な内容を専門的・技術的な面を含め十分に検討した上で、当審議会としても、法科大学院構想について、その実現可能性や妥当性を判断する必要がある。

しかしながら、その検討の前提となるこれらの専門的・技術的細目のすべてを当審議会で審議することは、限られた期間内において司法制度全般にわたる多岐の事項を審議する責務を課せられた当審議会にとっては、極めて困難である。

そこで、法科大学院における法曹養成教育の在り方やその制度設計に関する具体的事項については、司法制度改革審議会設置法（平成11年法律第68号）第6条第1項の定めるところにより、文部省において大学関係者及び法曹三者の参画の下に適切な場を設けて、専門的・技術的見地から検討を行った上、その結果を本年9月頃までに資料として提出することを依頼し、その検討結果をも踏まえて、当審議会として、法曹養成制度の在り方につき、国民的見地から更に審議を行い、判断を下すこととしたい。

なお、その専門的・技術的見地からの検討に当たっては、これまでの当審議会における審議で明らかとなった別紙のような基本的考え方に留意するとともに、当審議会の求めに応じて検討状況を随時報告し、当審議会での審議の状況を反映しながら検討を進めるよう求めるものとする。

以 上

# 司法制度改革審議会意見書

— 21世紀の日本を支える司法制度 —

平成13年6月12日

司法制度改革審議会



#### 4 司法修習

- 新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。
- 給費制については、その在り方を検討すべきである。
- 司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

##### (1) 修習の内容

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加（前記第1「法曹人口の拡大」参照）に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

なお、新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。

##### (2) 給費制の在り方

修習生に対する給与の支給（給費制）については、将来的には賞与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。

##### (3) 司法研修所

司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。



## ○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年十二月六日  
法律第百三十九号)

改正 平成一九年 六月二十七日法律第九六号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律をここに公布する。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なもの

D〔日法八五六二・三〕⑭

となり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養(かんよう)するため理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。
- 二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。
- 三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

## 第九編 司法（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）

三六四六

（平一九法九六・一部改正）

## （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に関する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならぬ。

5 政府は、法曹養成の基本理念にのっとり、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## （大学の責務）

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院にお

ける教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

## （法科大学院の適格認定等）

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規

定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(平一九法九六・一部改正)

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

第六条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百十条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学校教育法第九十九条第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第一百十一条第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に

D 「日法八七二二・三」⑭

対し、法科大学院について、学校教育法第十五条第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

(平一九法九六・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第三項から第五項まで及び第六条第二項第一号の規定公布の日

二 第五条第二項、第四項及び第五項並びに第六条第二項第三号の規定 平成十六年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九編 司法（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）

三六四八（一三五〇）

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄

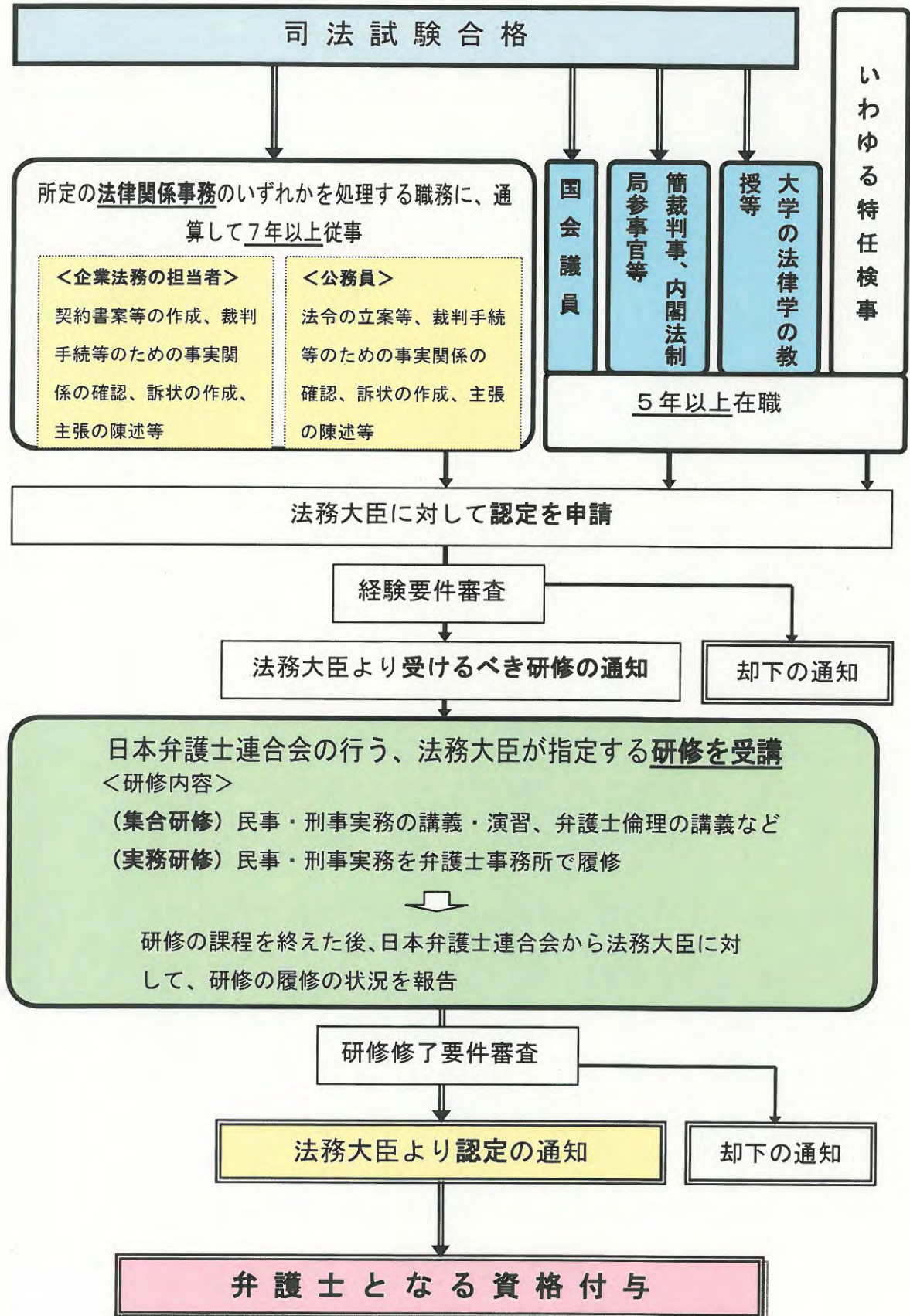
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第三六二号で平成一九年二月二六日から施行）



## 弁護士資格認定制度について





弁護士資格認定制度・実績件数(平成23年1月1日現在)

研修年度		16	17	18	19	20	21	22	合計
申請受理		53	24	29	27	24	22	19	198
	国会議員(法第5条第1号)	6	2	1					9
	裁判所事務官等(法第5条第1号)			1					1
	企業法務(法第5条第2号イ)	2			2		2	2	8
	公務員(法第5条第2号ロ)	2	11	13	7	7	11	9	60
	公務員と企業法務(法第5条第2号)	1				1			2
	特任検事(法第5条第3号)	42	8	6	3	2	2	2	69
	大学教授等(附則第3条第2項)		3	8	15	14	7	2	49
	認定 (平均年齢)	47 (72.8歳)	18 (62.8歳)	22 (59.2歳)	20 (58.2歳)	21 (52.7歳)	17 (63.0歳)	16 (59.3歳)	161
	職務経歴別内訳	5	1	1					7
国会議員(法第5条第1号)			1					1	
裁判所事務官等(法第5条第1号)									
企業法務(法第5条第2号イ)	2			2				6	
公務員(法第5条第2号ロ)	2	9	9	7	7	9	8	51	
公務員と企業法務(法第5条第2号)	1				1			2	
特任検事(法第5条第3号)	37	6	5	3	1	2	2	59	
大学教授等(附則第3条第2項)		2	6	6	8	12	6	35	
却下		2	3	1	2	1	1	0	10
取下げ		4	3	6	5	2	4	3	27